アルマティ	カザフスタン	1027.6	−2.2	0.3	39	101	4	6
タシケント	ウズベキスタン	1023.3	5.1	1.3	87	166	5	7
バンコク	タ　イ	------	--	--	---	---	--	--
クアラルンプール	マレーシア	1010.5	25.8	−0.5	393	161	5	19
ニューデリー	イ ン ド	1016.6	16.1	0.6	3	36	3	1
コロンボ	スリランカ	1010.1	27.6	0.8	149	95	--	12
カ ラ チ	パキスタン	1016.3	21.3	1.2	2	111	4	1
モスクワ	ロ シ ア	1018.9	−6.5	−1.0	56	112	--	11
ミンスク	ベラルーシ	1014.1	−4.2	−0.9	79	153	5	13
キ エ フ	ウクライナ	1015.0	−3.2	−1.2	88	199	5	12
ヘルシンキ	フィンランド	1014.3	−5.3	−1.8	57	102	3	12
オ ス ロ	ノルウェー	1011.9	−5.9	−1.2	56	89	3	12
コペンハーゲン	デンマーク	1008.9	1.8	−1.0	32	55	--	8
ワルシャワ	ポーランド	1011.3	−1.0	−0.3	45	135	5	11
ベルリン	ド イ ツ	1009.4	0.6	−1.4	58	108	--	14
プ ラ ハ	チ ェ コ	1010.6	−0.8	−0.8	50	192	5	10
ブカレスト	ルーマニア	1013.1	0.7	0.7	59	147	4	7
ベオグラード	セルビア	1011.4	4.6	1.9	121	233	5	14
レイキャビク	アイスランド	1009.7	0.9	1.0	43	53	1	8
ダブリン	アイルランド	1004.8	3.6	−2.5	70	91	--	10
ロンドン	イギリス	1006.2	4.4	---	85	149	5	16
ルクセンブルク	ルクセンブルク	1008.8	1.2	−0.5	113	127	4	19
パ　リ	フランス	1008.4	3.9	---	63	---	--	15
ウィーン	オーストリア	------	---	---	---	---	--	--
ジュネーブ	ス イ ス	1010.9	2.3	−0.3	155	189	--	12
マドリード	スペイン	1012.0	6.1	−0.8	129	241	5	13
リスボン	ポルトガル	1010.8	12.3	−0.2	289	247	5	21
アンカラ	ト ル コ	1015.7	5.4	3.1	68	158	--	16
ダマスカス	シ リ ア	1016.4	9.8	2.8	11	38	--	5
リ ヤ ド	サウジアラビア	1018.0	17.3	1.7	11	94	--	3
アスワン	エジプト	1010.6	18.9	2.0	0	0	--	0
チュニス	チュニジア	1011.5	15.2	2.5	30	45	2	8
カサブランカ	モロッコ	------	---	---	---	---	--	--
アジスアベバ	エチオピア	1011.2	16.0	0.9	---	---	6	7
バ マ コ	マ　リ	1010.8	25.6	0.5	0	---	--	0
ダカール	セネガル	1013.1	23.8	1.2	0	0	3	0
ダルエスサラーム	タンザニア	1011.0	28.4	1.2	70	59	--	6
ケープタウン	南アフリカ	1008.6	20.1	0.3	4	22	1	1
グース	カ ナ ダ	1008.9	−7.4	6.7	54	64	3	10
ホワイトホース	カ ナ ダ	1021.1	−12.8	2.0	4	20	1	1
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1017.5	2.9	−0.3	173	193	5	11
ワシントン	アメリカ合衆国	1019.7	3.5	−1.2	149	193	5	11
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1016.9	−2.9	−0.7	69	111	5	10
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1017.9	9.5	−0.4	78	99	3	10
モンテレー	メキシコ	1017.8	14.2	−0.9	18	83	--	8
キングストン	ジャマイカ	1013.6	27.6	0.9	195	569	6	3
サンファン	プエルトリコ	1015.5	26.8	0.9	46	40	3	11
カラカス	ベネズエラ	1010.9	26.6	1.3	16	31	2	4
フォルタレザ	ブラジル	1011.8	27.8	0.4	24	56	3	7
リ　マ	ペ ル ー	------	---	---	---	---	--	--
ロサリオ	アルゼンチン	1011.2	22.5	−0.8	252	226	5	15
ホノルル	ハ ワ イ	1014.6	23.3	−0.3	19	32	2	1
ポンペイ	ミクロネシア	------	---	---	269	69	3	--
コロール	パ ラ オ	------	---	---	373	122	5	--
ナンディ	フィジー	1009.9	25.9	−0.5	---	---	--	--
クライストチャーチ	ニュージーランド	1012.2	15.1	−0.3	40	76	3	7
ブリスベーン	オーストラリア	1015.0	24.8	0.6	196	169	--	13
キャンベラ	オーストラリア	1014.4	20.3	1.5	77	165	4	7
パ ー ス	オーストラリア	1014.4	23.6	1.5	0	0	1	0
昭和基地	南　極	988.0	−1.6	0.0	---	---	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第29号）附則第２条第１項及び第２項の規定により届出のあった事項について、同条第４項に基づき次のとおり公告する。

平成 22 年１月 25 日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

⑴　名称　小田原第一信用組合
　変更後の所在地　神奈川県小田原市栄町２丁目９番35号

⑵　名称　ライフタイムパートナーズ株式会社
　変更後の所在地　東京都港区赤坂２丁目９番11号

⑶　名称　ニュー・ミッション・ファンディング株式会社
　変更後の所在地　東京都千代田区紀尾井町４番５号

⑷　名称　ミネルヴァ合同会社
　変更後の所在地　東京都千代田区紀尾井町４番５号

安房南部区域農用地整備事業における出野尾換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における出野尾換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年１月 25 日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における出野尾換地区の換地計画書の写し

２　縦覧期間
　平成22年１月26日から平成22年２月23日まで

３　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

安房南部区域農用地整備事業における東長田換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における東長田換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年１月 25 日

農林水産大臣　赤松　広隆

１　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における東長田換地区の換地計画書の写し

２　縦覧期間
　平成22年１月26日から平成22年２月23日まで

３　縦覧場所
　千葉県館山市事務所